専決第９号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、令和８年度鴨川市一般会計補正予算（第３号）を別紙のとおり専決処分する。

令和８年９月 29 日

鴨川市長　佐々木　久之

令和８年度鴨川市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度鴨川市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,299 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,155,507 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年９月 29 日

鴨川市長　佐々木　久之

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,160,213	11,125	1,171,338
	1 県負担金	631,784	11,125	642,909
19 繰入金		833,243	14,974	848,217
	2 基金繰入金	689,491	14,974	704,465
22 市債		810,084	76,200	886,284
	1 市債	810,084	76,200	886,284
歳入合計		19,053,208	102,299	19,155,507

2　歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,901,223	231	3,901,454
	1 総務管理費	3,428,125	231	3,428,356
3 民生費		6,394,290	11,125	6,405,415
	5 災害救助費	1,113	11,125	12,238
6 農林水産業費		600,715	2,950	603,665
	1 農業費	454,251	500	454,751
	2 林業費	87,218	2,450	89,668
8 土木費		615,104	63,250	678,354
	2 道路橋梁費	355,817	56,850	412,667
	3 河川費	17,265	4,800	22,065
	4 都市計画費	55,502	1,600	57,102
10 教育費		1,935,842	506	1,936,348
	6 保健体育費	822,698	506	823,204
11 災害復旧費		13,467	24,237	37,704
	1 農林水産施設災害復旧費	13,467	5,082	18,549
	2 公共土木施設災害復旧費	0	19,155	19,155
歳　出　合　計		19,053,208	102,299	19,155,507

第２表　債務負担行為補正

追加　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
訴訟委託料（鴨川市天津地区の土砂等撤去土地明渡等請求事件）	令和８年度から訴訟委託契約の終了年度まで	訴訟委託契約により決定した額

第３表　地方債補正

変更　　（単位　千円）

起　債　の　目　的	補　　正　　前				補　　正　　後			
	限度額	起債の方　法	利率	償還の方法	限度額	起債の方　法	利率	償還の方　法
公共土木施設現年発生単独災害復旧事業	46,900	普通貸借又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	123,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	46,900				123,100			